

令和 5 年度 第 15 回武蔵村山市選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和 6 年 3 月 1 日 (金) 午前 9 時 30 分

1 場 所 中部地区会館 405 会議室

1 出席委員 (4 名) 柳下 孝次 君 峯尾 正彦 君
宮崎 起志 君 小暮 保 君

1 欠席委員 (0 名)

1 事務局 (3 名) 事務局長 内田 朋英 君
係 長 斎藤 淳 君
書 記 齊藤 怜 君

1 出席説明員 (なし)

1 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 32 号 選挙人名簿 (定時) 登録者の決定について

第 4 議案第 33 号 公文書非開示決定に係る審査請求に対する裁決書に
ついて

午前 9 時 30 分 開会

委員長 (柳下孝次君) ただいまの出席委員は全員であります。

これより、令和 5 年度第 15 回武蔵村山市選挙管理委員会を開
会いたします。

午前 9 時 30 分 開議

委員長 (柳下孝次君) ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1 『会議録署名委員の指名について』を議題といたし

ます。

会議録署名委員は、武蔵村山市選挙管理委員会規程第 14 条及び第 14 条の 2 の規定により、宮崎委員を指名いたします。

日程第 2 『会期の決定について』を議題といたします。

お諮りいたします。本委員会の会期は、本日限りといたしたいと思ひます。

これに、御異議ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認めます。よって、本委員会の会期は本日限りと決しました。

日程第 3 議案第 32 号『選挙人名簿（定時）登録者の決定について』を議題といたします。

本案は、定例的な議案でございますので、議案の朗読及び提案理由については省略し、内容の説明は職員が行います。

事務局長（内田朋英君） それでは、御説明をさせていただきます。

本案につきましては、公職選挙法第 28 条の規定に基づく該当者 190 人を選挙人名簿から抹消し、同法第 22 条第 1 項に基づく該当者 659 人を選挙人名簿に登録するもので、3 月 1 日現在における選挙人名簿登録者は、合計 58,365 人でございます。

住民による直接請求権として、条例の制定・改廃及び監査に必要な署名数である有権者総数の 50 分の 1 が 1,168 人、議会の解散、議員・首長の解職、主要な職員の解職に必要な署名数である有権者総数の 3 分の 1 が 19,455 人です。

また、市町村の合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求できるための署名数である有権者総数の 6 分の 1 が 9,728 人です。

以上簡単ですが、内容の説明とさせていただきます。

委員長（柳下孝次君） 内容の説明が終わりました。名簿の内容を検討する間、暫時休憩いたします。

午前 9 時 34 分 休憩

【各委員、休憩中に名簿を調べる。】

午前 9 時 40 分 開議

委員長（柳下孝次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3 議案第 32 号の議事を継続いたします。

本案につきまして、御質疑等ございませんか。

【『なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） ないようですので、お諮りいたします。

本案を、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

日程第 4 議案第 33 号『公文書非開示決定に係る審査請求に対する裁決書について』を議題といたします。

議案の朗読、提案理由及び内容の説明は、職員が行います。

事務局長（内田朋英君） それでは、議案の朗読、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

【議案の朗読をする】

本案につきましては、令和 5 年 4 月 23 日執行の武蔵村山市議会議員選挙の無効票の閲覧に係るものでございます。

まず、これまでの経過の説明をさせていただきます。

令和 5 年 7 月 25 日付で今回の審査請求人からこの件に関する開示請求があり、同年 8 月 4 日付で本委員会として非開示決定を行いました。

その後、同年 9 月 28 日付で審査請求人から当該非開示決定に対し、当該決定を取り消すとの裁決を求める審査請求があったため、同年 10 月 6 日付で本委員会から武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書を提出いたしました。

この諮問書に対し、令和6年2月9日付で本委員会に答申が送付され、受領いたしました。

この受領した答申を基に、本委員会といたしまして、審査請求人に裁決する必要がありますので、その内容等について御審議いただくものでございます。

それでは、別紙に沿って詳細を御説明いたします。

【裁決書（案）を説明する】

以上簡単ですが、内容の説明とさせていただきます。

委員長（柳下孝次君） 議案の朗読、提案理由及び内容の説明が終わりました。内容を検討する間、暫時休憩いたします。

午前9時57分 休憩

午前10時13分 開議

委員長（柳下孝次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第33号の議事を継続いたします。

本案につきまして、御質疑等ございませんか。

委員（小暮保君） 今後の流れはどのようになるか。

事務局長（内田朋英君） 今後につきましては、審査請求人へ裁決書の送付及び行政不服審査法第85条の規定に基づく内容の公表を以て選挙管理委員会が行う手続き等は終了いたします。

委員（小暮保君） 裁決書は武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会へ写しなどを提出するのか。

事務局長（内田朋英君） 当該審査会から提出を求められた場合は、写しを提出する予定です。なお、提出の義務があるものではありませんので、提出する場合は、参考資料としての提出となります。

委員長（柳下孝次君） 他に御質疑等ございませんか。

【『なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） ないようですので、お諮りいたします。
本案を、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

【『異議なし』と呼ぶ者あり】

委員長（柳下孝次君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

以上で本委員会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第15回武蔵村山市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

※閉会后、委員協議会を約5分開催